

令和2年度定期監査（第4回工事監査）の結果に関する措置等について

（令和3年6月25日現在）

1 監査の期間 令和3年1月4日から令和3年3月26日まで

2 監査対象年度 令和2年度工事等（令和2年9月から同年11月までの工期）

3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
(1)下水道施設（雨水）については、令和元年度まで建設局で所管しており、小規模な補修工事の実施に関しては、「鹿児島市建設局単価契約工事実施要領」に基づき行っていた。令和2年度に所管を水道局に移した後も同様に工事を行っているが、水道局ではこれまで単価契約工事に関する要領等を定めていないことから、同工事の取扱いについて速やかに整理されたい。	水道局 下水道部 雨水整備室	令和2年度の雨水事業の小規模な補修工事については、水道局の単価契約による修繕に準じて実施したところであるが、令和3年度は「鹿児島市建設局単価契約工事実施要領」を準用した「雨水事業の単価契約工事実施要領」を策定することとし、今後適切な運用に努めていく。 (通知受理日：令和3年5月27日)